

第4回河内長野市総合計画審議会会議録

日時：平成17年3月13日（日）午後2時～4時

場所：河内長野市役所8階802会議室

出席委員 36名

- 1号委員 大北国栄、木ノ本寛、島田洋行、田中喜佳、宮本哲、柳田吉範
- 2号委員（各種団体）岩本克巳、河原純子、芝本清一、谷村勇、常石宜子、中谷卓司、溝端繁、森尾陸子
- 2号委員（公募）井上壽子、大田貞、太田寿忠、木之下純子、木下光、坂部嘉紀、白木直子、高橋功、谷口幸生、竇楽陸寛、水谷邦子、村上いづ美、横谷卓也
- 3号委員 増田昇（会長）、福井逸治（副会長）、加藤司、田中晃代、農野寛治、久隆浩、前中久行
- 4号委員 神田経治、藤進

欠席委員 5名

- 2号委員（各種団体）梶田忠博、北之橋貴美枝、澤口寛
- 2号委員（公募）岡林扶美子、馬場博子、

事務局

- 企画総務部 企画経営室長：大給孝明
- 企画総務部 企画経営室企画グループ長：土井信雄
- 企画総務部 企画経営室企画グループ主幹：中野隆夫
- 企画総務部 企画経営室企画グループ主査：小川祥
- 企画総務部 企画経営室企画グループ：小池悟史

日本総合研究所

研究員：高橋秀文

【大給企画経営室長】

皆さんこんにちは。寒の戻りということで、先ほどまで雪がちらついておりまして、大変寒い1日となったわけですが、委員の皆様方には、大変お忙しい中、また、出にくい時間帯にも関わらず、総合計画審議会にご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

本日の会議でございますけれども、昨年の11月の第3回目の審議会以降、それぞれの部会に分かれていただきまして、5回開催していただきまして、基本構想について議論を重ねていただきました。また、増田会長にも入っていただいた正副部会長会議につきましても、その都度、開催していただきまして、最終的に、基本構想素案をまとめてございます。そこで、本日ですけれども、素案の内容についてのご説明、それと、もう1点につきましては、今月の中旬から、素案につきまして、市民の皆さん方の意見を求めるパブリックコメントを予定しておりますので、その点についてのご説明をさせていただくものでございます。最後までどうかよろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料につきまして確認をさせていただきたいと思っております。あらかじめ、委員の皆様へ配布させていただいておりますけれども、資料1といたしまして、「河内長野市第4次総合計画基本構想(素案)」、参考資料といたしまして、「基本構想(素案)概要」、これは図式化した1枚ものとなっております。資料2といたしまして、「明日のまちづくりにあなたの声を」となっておりますけれども、資料2につきましては、申し訳ございませんが、本日配布しているものに差し替えをお願いしたいと思っております。それと、最後に、本日の会議次第でございます。

資料につきましては以上でございますけれども、「基本構想(素案)」等、お持ちでない方につきましては、事務局へ申し出ていただくようお願いいたします。皆さん、おそろいでしょうか。

それでは、会議の進行につきましては、これから、増田会長の方でよろしくお願いいたします。

【増田会長】

はい、皆さんこんにちは。それでは、ただ今から、第4回河内長野市総合計画審議会を開催したいと思います。先ほどもありましたように、ここから見ていると、金剛山の上が白く輝いていますけれども、季節外れの雪の中、また、日曜日の午後、お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、まず、事務局の方から、本日の出席状況について、ご報告をお願いしたいと思います。

【事務局(大給)】

本日の委員の出席状況につきましては、審議会委員の総数41名のうち、出席者が34名でございます。過半数の出席をいただいておりますので、会議は成立しております。よろしくお願いいたします。

【増田会長】

会は成立しているということで、ありがとうございます。そうしましたら、審議会で

すけれども、先ほど、ご説明がありましたように、前回、この審議会をやってからほぼ4ヶ月が経っております。この間、皆様方には3つの部会に分かれていただきまして、5回にわたって、熱心な議論を繰り広げていただいたと思います。部会を受けまして、もう一方の方では、正副部会長会議を開催して、案の取りまとめに努めてきたという次第でございます。本日は、先ほど、事務局から説明がありましたように、基本構想案（素案）に関する意見募集というのが、3月19日から予定されております。これはパブリックコメントと言っているものです。パブリックコメントをする主体は、市ではなくて、我々の総合計画審議会が、パブリックコメントをかけるということで、我々の責任の下で、この素案を1度、皆さん方にお披露目をして、色々な意見をいただいて、それを受けて、再度、最終案に向けて修正、加筆を加えるというようなことでございます。

それでは、今日の会議は、一応、ご案内は2時間程度としておりますけれども、1時間半ぐらいで済むのかなと思っております。それでは、本日の議事の、河内長野市第4次総合計画基本構想について、審議に移っていきたいと思います。事務局の方から、説明のほど、よろしくをお願いします。

【小川企画グループ主査】

事務局企画グループの小川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。そうしましたら、河内長野市第4次総合計画基本構想（素案）ということで、先ほど、会長の方からもございました通り、今月下旬から行います、市民からの意見募集にかけるための素案ということで、ご説明の方をさせていただきます。

先般、1月30日に、審議会の各部会の合同会議ということで、全部会委員にお集まりいただきまして、その時点で、以前にご提示した後、ご議論いただきました基本構想（骨子）から、基本構想（素案）という形でご提示させていただきます。その後、2回のご審議と、そしてまた、平行いたしまして、庁内の策定委員会、策定部会等でも、この基本構想素案に対して、議論の方を煮詰めて参りました。それら、2回にわたる審議会部会、そして、庁内での議論を踏まえまして、この度、市民の皆さんにご意見をお伺いする素案といたしまして、今回、まとめさせていただきます。

では、早速、内容につきまして、ご説明させていただきます。前回、1月30日の合同部会の折に、詳細をご説明させていただいておりますので、本日につきましては、主にその時点から、今回、大きく変更のあった点につきまして、ご説明させていただきます。

まず、全般的に、接続詞等が混在している部分がございますので、その点を一定、整理をさせていただきます。そして、また、箇条書きで表現させていただいている点につきまして、それを踏襲しまして、最後に、全体の項目をまとめるような形で、文章の構成を変えさせていただきます。

そうしましたら、お開きいただきまして、まず、1ページ目からでございますけれども、

黒点の4点目で、「第4次総合計画の背景と目的」の中で、「『右肩上がり』時代の終わりを迎え」という形で記載しておりましたけれども、こういった「右肩上がり」の時代であったのかというご指摘を踏まえまして、「経済成長や人口増加など『右肩上がり』時代の終わり」という形で、文章の方を修正させていただいております。その他につきましては、特段修正がございませんでした。

それと、もう1点、申し忘れていましたが、全般にわたりにまして、注釈をつけております。やはり、市民の皆様にご意見をお伺いするという事で、難解な表現、あるいは、専門用語等につきまして、巻末の2ページ、25点にわたりにまして、注釈の方をつけております。その注釈をしている文言につきましては、例えば、1ページ目の「2.計画の構成と期間」の「(1)計画の構成」で、「基本構想」のところに「注1」としてあります通り、注釈をつけていますので、よろしく申し上げます。

続きまして、2ページに参りまして、まず、第1章では、以前は前半に説明文章を付けていたのですが、それにつきましては削除いたしまして、内容的には、「1.まちづくりの歩みと資源」、「(1)本市の歩み」につきまして、史実等を最終照会いたしまして、若干、文言の方を、特に、黒点の最初の4点につきましては、若干文章の表現を変えております。そして、2ページにいきまして、まちづくりの歩みにつきましては、前回の基本構想(素案)の段階で書き加えまして、3ページ目にわたりにまして、最後に、黒点以外のところでまとめております。「このように、本市では、恵まれた自然や歴史・文化を活かしながら、時代の進歩に対応した良好な住宅都市づくりを進めてきました。一方で、第3次総合計画で掲げていた複合機能地域による都市機能の高度化や人口フレームとしていた133,000~140,000人は実現することができませんでした」と、審議会のご議論の中で、これまでのまちづくりの成果と課題、そして、やはり、第3次総合計画で出来なかった点については、真摯に書くべきではないかというようなご指摘があったかと思えます。その点を踏まえまして、このような形で修正をさせていただいております。

「(2)本市の有する資源」につきましては、特段大きくは修正しておりませんが、骨子から素案にかけて修正している段階で、漏れた点等につきまして、若干、文言の整理等をさせていただいております。「豊かな自然と歴史・文化」の中の4点目で、河段段丘の上に市街地が発展して、織り成したグリーンベルト等の記載を復活させております。そして、また、3ページの「活発な市民活動、豊富な人材」の中の2点目で、山地の尾根筋で住宅開発が行われ、小学校区単位で、団地部と農村部の交流が行われている点、そして、4ページにわたりにまして、高投票率など、市民の意識が高いという点を、改めて、記載の方を充実させております。この「本市の有する資源」につきましては、これまで、3つの項目に分けまして、現況と可能性を書いていたのですが、今回は、文章構成上、まず、現況を3点にわたって整理させていただいた上で、4ページ目で、可能性につきまして、まとめて記載するような形で、よりわかりやすく、文章を表現させていただいております。上記3つの資源から、可能性ということで、都心回帰から自然回帰、ま

た、都市基盤の活用、質的な充実、活発な地域活動・市民活動、コミュニティの再生等、そして、また、団塊の世代が帰ってくるという点での、活性化への期待等、4点におきまして、本市の可能性を再整理しております。

続きまして、5ページ目の方になりまして、「人口減少社会の到来と少子高齢化の進行」でございますけれども、老年人口割合の数値を整理させていただきまして、「約18%であった老年人口割合」という点を付け加えまして、超高齢社会を迎えるということに記載しております。そしてまた、については、最後に、現状以外で、その辺の直面する課題ということで、最後の2、3行で、全項目をまとめさせていただいております。

「安全安心への信頼の揺らぎ」では、大きく文章の表現を変えておりません。最後の3行で、「市民が実感できる安全・安心な環境づくりが大きな課題となっています」という形で、まとめさせていただいております。

6ページに入りたいと思います。「より重要となった環境との共生」につきましても、特段、前回から文章表現は明確には変えておりません。特に、歴史・文化という部分が、環境の中でも、より、自然だけではなく大事ではないかというご指摘を踏まえまして、4点目で、特色あるまちづくりが各地で試みられているということに記載させていただいております。そして、最後の3行で、環境問題は本市の普遍的なテーマであり、いかに保全、活用していくかが課題となっているということで、まとめさせていただいております。

「地方分権の進展と財政悪化」につきましても、前回から、特段の文章的な修正は行っておりません。最後の課題といたしまして、審議会の中でもご指摘がありました、分権そのものの進展、そして、現在、三位一体改革等で議論されております、税財源の移譲といった点を指摘しておくべきではないかというご意見を踏まえまして、これまで経験したことのない局面を迎えた中での徹底した健全化、選択と集中が不可欠となっているということを、まとめさせていただいております。

「まちづくり、社会づくりへの市民の参画拡大」につきましては、前回から、ほとんど記載を変えておりません。最後のまとめの文章の中で、限られた資源や資産を有効に活用すると。そして、その中での協働のまちづくりが必要ではないかということで、これまで、審議会の中でも繰り返しご議論いただいている部分につきまして、記載の方を加えております。

そして、「高度情報化社会の進展」につきましては、インターネット、IT革命等が、誰に対して何を変えたのかという点のご指摘がございました。それで、前回からの表現といたしまして、全ての人々にとって生活の利便性や多様性が飛躍的に向上したということで、記載の方を変えております。そして、また、最後のまとめのところで、安全性と利便性のバランスを取りながら、すべての市民の生活の利益に結びつくような施策展開が必要になっているという点と、情報共有の方法の確立が必要になるという点について、まとめております。

続きまして、それらの本市のまちづくりの歩み、そして、資源、可能性等を踏まえまして、最後に、これからのまちづくりの方向性ということで、「量的拡大から質的充実への転換」ということにつきまして、この間の議論も踏まえながら、文章表現、あるいは、文章の構成等を整理させていただいております。まず、「(1) 基本的な考え方」という項目を起こしまして、これまでご議論いただいた内容、過去のまちづくりの中で将来人口を目標 15 万人としてきたと記載しております。しかし、人口減少・少子高齢化の進展は、これまでのまちづくりの考え方を転換する必要があることを意味しているということです。そして、我が国全体がそのような流れにある中で、本市のみがその歯止めをかけることは、現実的ではないということで、「人口の増減にこだわらず、人口規模自体よりも『まちの活力』の維持・充実そのものをその目標とすべき」であるということで、整理しております。この点につきましては、大きな方向性につきましては、前回から変わっておりませんが、文章の表現、そして、また、この中で、前回は、「活動人口」の話は挿入していたのですけれども、この点は後ほど説明いたします、「人口」のところで、整理させていただいております。ここでは、これまでのまちづくりの考え方の転換につきまして、より充実して記載しております。まとめといたしまして、まちづくりの基本視点を量的拡大から質的充実へ転換するとともに、本市がまちづくりによって培ってきました地域資源の循環を通じて、「まちの活力」を維持・充実していくことを基本方向とするという形でまとめております。

「(2) 人口、都市構造」といたしまして、「人口」につきましては、審議会等でもご議論いただいたところでもございましたけれども、表現につきまして、整理させていただいております。本市の人口は、平成 12 年度から減少傾向にあり、この傾向が続けば、平成 27 年末の人口は、11 万人前後になると推計されるという点です。2 点目では、しかし、本市の有する資源を十分に活用し魅力的なまちづくりを行うことにより、流入人口の増加も見込めると。先ほど申し上げました、地域資源の循環、まちの活力の維持・充実を図れば、平成 27 年末の人口は、結果として 12 万人となることを想定するという点で表現を整理しております。前回は、11 万人を推計し、想定では 11～12 万人ということで、若干の表現上の混乱もございましたので、このままの傾向が続けば、推計としては 11 万人前後、しかし、魅力的なまちづくりが進めば、結果として、12 万人となることも想定するという形で切り分けて、説明しております。一方で、そういったまちの活力の維持・充実を基本方向とする中で、これまでの定住人口、あるいは、交流人口といったものに、「活動人口」という考え方を加えると。この「活動人口」というものを、「人口」の項目に記載する形で整理しなおしております。「活動人口」の解説部分は前回通りでございますけれども、従来の年齢区分にとらわれず、まちづくりのために活動する人々の数、あるいは、時間を表したもので、これらの「活動人口」が増えれば、たとえ、人口規模が小さくなくても実質的なまちの活力は維持・充実出来るのではないかという定義でございます。

そして、「都市構造」といたしまして、そういったまちづくりの基本方向、人口等を踏まえまして、まちの活力を維持・向上するための、貴重な地域資源を循環させることの出来る都市構造が重要であるということです。このため、「第4次総合計画では、豊富な地域資源を有する現在の都市構造を承継しつつ、人・自然・歴史文化・まちが互いに関連しつつ循環していくことを目標にし、これまでの経緯も踏まえながら社会経済動向を見極め、民間活力を前提として、『まちの活力』の維持・充実、活動人口の受け皿となる機能配置をはかります」ということで、表現を整理しております。前回は、若干、どのような機能を配置するのか、また、どのような都市構造を目指すのかということについて、あいまいな点がございましたので、先ほど申しました、地域資源の循環を実現出来るような機能配置が必要ではないかということ、表現を変えております。その点は、10ページにもあります都市構造の図面でございますけれども、前回までは、これまでの第3次総合計画の3つのゾーン区分と都市核、そして、幹線道路等の記載に留まっておりましたけれども、今回の8ページから9ページにわたります地域資源の循環、それまで、この中でもご議論があります本市の歩み、地域資源、まちづくりで培った資産等を、やはり、都市構造の中で表現すべきではないかということ、この地図は本来はカラー版なので、白黒印刷すると非常に見難くなっておりまして、申し訳ないのですが、基本的には3つのゾーン区分は、第3次総合計画と同様、市街地部、丘陵部、山林部に分けております。その中で都市核ということで、河内長野駅、千代田駅、三日市町駅を記載しております。そして、歴史的地区といたしまして、寺社、仏閣等を落とし込んでおります。そして、また、これまでのまちづくりで整備して参りました区画整理地区、あるいは、新住宅市街地も表現しておりまして、一方で、これまで残っております、旧集落地、そして、また、新住宅地以外の中心部の既成市街地等を色分けて記載しております。そして、また、本市の重要な観光資源であります、新河内長野八景及び二勝につきましても、落とし込んでおります。そして、また、道路につきましても、従前の図面は、広域幹線道路のみであったのですが、今回の図面では、道路としまして、国道、府道、農道、そして、また、旧高野街道をはじめとしました旧街道、そして、また、谷筋に流れております河川、そして、グリーンベルトなどを地域資源と捉えまして、表現するような形の図面に差し替えています。概念図としましては、円の中で循環しております、「人（活動人口）」、「自然環境 歴史・文化」、「都市基盤 施設・資産」といったものが、循環出来るような都市構造が必要であろうという形での概念図として、まとめております。以上が、まちづくりの基本的な方向ということでまとめているところで、す。

11ページ以降につきましては、これまで、「まちづくりの目標」としていたしましたところを、内容としては理念と目標を記載しているのではないかと、ということで、「まちづくりの理念と目標」ということで、タイトルの方を修正させていただいております。

基本的な中身につきましては、11ページ以降は前回から特段変えておりませんが、文

章が重複しているところが若干ございましたので、その点につきましては、整理させていただいております。まちづくりの3つの理念につきましても、「調和と共生のまちづくり」の部分で、指摘を受けまして、森林の持つ機能につきまして、さらに詳しく書いております。そして、最後の黒丸の説明において、「異なる価値観や生き方を持った人々」ということで、様々な例示をしておりましたけれども、「大人と子ども」、あるいは、「高齢者と現役世代」といったものを書き加えるとともに、「お互いの人権を尊重しながら」という文言も加えております。

「元気なまちづくり」の理念につきましても、「まちづくりの目標」と重複している部分につきましては、整理させていただいております。「協働のまちづくり」につきましても、同様でございます。

12ページに移らせていただきまして、「2.都市の将来像とまちづくりの目標」という点です。前回までは、すぐに「まちづくりの目標」に入り、つながりがわかりにくいという点がございましたので、前段の7行にわたりまして、まちづくりの理念と都市の将来像、目標につきまして、そのつながりを整理させていただいております。それを踏まえまして、「(1)都市の将来像」ということで、これまで、事務局の方で単純に事務的に作り出した目標を仮案として提示させていただいておりますけれども、意見募集に際しましては、審議会等でご提案いただきました都市像も含めまして、3つほど、仮案として出させていただきまして、ご意見を伺いたいということです。そして、また、それらのご意見を踏まえまして、最終的には、この審議会の場で、この3つの中からになるのか、あるいは、また、新たなご提案になるのか、お決めいただくという形で考えております。

そして、「(2)まちづくりの目標」としまして、これまで通り、5つの都市像ということでまとめさせていただいております。この点につきましては、これまでの部分と大きく表現は変えてはおりません。先ほど申し上げました、まちづくりの理念、あるいは、それまでの歩み、課題等で重複している表現につきましては、若干整理させていただいております。とりわけ、これまで、「元気創造都市」のところ、元気なまちづくりを担う世代について、「団塊の世代」が若干強調されていた部分があるのですが、団塊の世代をはじめ、若者や女性など、市民のだれもが活躍できる機会の提供に努めます」といった点、そして、また、元気創造のためには必要不可欠な産業の活性化につきましては、記載が弱かった点がございましたので、この点につきましても、付け加えさせていただいております。この点につきましても、先ほど申し忘れましたけれども、理念の「元気なまちづくり」の方でも、その点の表現については、整理させていただいております。

14ページに移りまして、「自立協働都市」の中でも、「厳しい中でも自己改革を進め」の、「厳しい」の中身がわからないというご指摘がありましたので、「財政悪化や生産年齢人口の減少」という点を書き加えております。そして、また、広域連携につきましても、地域資源の循環といった点を踏まえまして、「地域資源の循環につながる」という広

域行政の展開ということで、表現を変えております。

最後の15ページ以降で、「第3章 目標達成のための重点施策と計画推進の仕組み」でございますけれども、「重点施策」といったものがどういったものなのかという点が、若干説明不十分な点がございました。その点の指摘を受けまして、重点施策とは何なのかということで、「限られた資源のもとで目標を達成していくためには、目標達成のために特に重要な取り組みについては、重点的・横断的に推進を図っていく」ということで、「次の3点を『重点施策』として位置づけ」ということで掲げております。これまでは、3点、タイトル的なことも含めて記載していたのですが、この意見募集の段階で、この3点で固まっているかのような印象を受けると誤解を招きますので、重点施策につきましては、今後、審議会、あるいは、庁内でも、十分に基本構想の方向を踏まえまして、議論を深めていただくわけですが、そうするにあたっての3つの視点ということで、整理しなおさせていただいております。「地域の資源を循環させるための取り組み」、そして、「本市の生活環境としての魅力を高めるための取り組み」、「市民・事業者・行政が協働してまちづくりを進めるための取り組み」の3つの視点から検討していくということで、表現を変えさせていただいております。

そして、「2.第4次総合計画を推進する仕組み」につきましても、基本的に、前回から大きくは変わっておりませんが、「(1)定期的な進捗確認とフィードバック」の1点目について、前回では、目標の達成度合を把握する手段として、市民意識調査のみに限定しているような表現がございましたけれども、市民意識調査以外にも様々な調査手法があるのではないかとということで、定期的な調査により把握するというで、表現を変えさせていただいております。16ページにつきましても、基本的には、前回からは大きく変わっておりません。

冒頭にも申しました通り、17ページ、18ページに、用語の解説ということで、わかりにくい用語、専門的な用語につきましては、このような形で解説をさせていただいております。

以上、前回、1月30日の審議会部会の合同会議から今般にわたる議論を踏まえまして、3月19日から行います、意見募集に向けての基本構想(素案)ということで、前回からの主な変更点につきまして、ご説明をさせていただきました。長くなりまして申し訳ありませんでしたが、以上でございます。

【増田会長】

どうもありがとうございました。前回の合同部会で行った後の修正案を中心に、ご説明をいただきました。これから、この素案につきまして少し時間を設けまして、3時半ぐらいを目途に、議論、あるいは意見交換をしていきたいと考えております。どこからでも結構ですので、挙手を願った後に、事務局からマイクをお持ちするかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。はい、大田さん、どうぞ。

【大田委員】

この中で、言葉がよくわからないところがありまして、それをお伺いしたいのですけれども、まず、「地域資源の循環」ということ。何の意味かさっぱりわからないのです。自分自身、少し勉強不足というところもあるかもしれませんが、これを市民に見せるということであれば、もう少しわかりやすい解説を付ける必要があるのではないかとということでございます。

それから、2つ目は、「まちづくりの目標」で、「環境調和都市」であるとか、「共生共感都市」であるとか、色々書いてございます。「元気創造都市」というのは、1つのタイトルのようなもので言えばわかるのですけれども、内容的に読めるような言葉ではないように思います。

それから、「自律協働都市」についてですが、「自律」というのが何を意味しているのか、もう少し解説を入れる必要があるのではないかと思います。

今のところは、その3つについて、ちょっとご返答いただけたらと思うのですが。

【増田会長】

「地域資源の循環」、あるいは、「元気創造都市」、「自律協働都市」というのは、ちょっとお聞きしたいのですけれども、どのような視点から全くわからないとおっしゃっているのですか。ここに書いてある文章では、理解出来ないということなのでしょうか。

【大田委員】

そういうことです。純粹に、普通の市民という感覚でこの言葉を聞いても、何の創造も出来ないと思うのですよ。

【増田会長】

多分、5回の部会をしてきて、ある程度は皆さんはおわかりで、初めてこのような席があったわけですが、まず、事務局に聞くよりも、今の話に関しまして、何かご意見はございませんでしょうか、審議会のメンバーの皆さんで。いかがでしょう。

やはり、わかりにくいと思うのか、ある程度説明はされているとお考えなのか、いかがでしょう。

【寶楽委員】

大田委員のおっしゃることもよくわかるのですけれども、僕から見た総合計画構想案というのは、まちづくりの目標に関しては、ちょっと小難しい感じの方が、「何や」ということで、逆に中身を読むと思うのですけれども。特に、「自律協働都市」のところでは、それぞれの部会で話し合った結果がここに表れてきていると思うので、中身はそれなり

に充実して書かれていると思うのです。僕は、このままの方が、市民は読んでくれると思います。

【増田会長】

わかりました。他はいかがでしょうか、5回の部会をしてきた中で、1つは、平易な言葉で書けば書くほど誤解を招いて、多分、今、竇楽委員からもありましたように、例えば、「自律協働都市」の場合は、14ページを見ていただきますと、『『自律協働都市』って一体何やるな』と疑問を持った後、この5つの点を読んでいただいたら、その内容がわかるという構造になっていて、「自律協働都市」そのものを国語的に説明していないということだと思うのです。これは、この審議会の中で作り出してきた言葉と言いますか、目標として創造してきた言葉であると。

【大田委員】

タイトルという意味での、「自律協働」であるとか、「元気創造」というのは、確かに、中身を読んでもらったらわかるというようなこともあるかもしれませんが。ですけれども、「地域資源の循環」というのは、ここの図にあるように、非常に大きなタイトルになっているわけです。これは、ここに丸と矢印で書いてあるのですけれども、これが循環だとされても、何のことも理解出来る人はいないのではないかと。資源の循環ということについて、私の勉強したところでは、要するに、古い資源というものを、新しく建て替えるなり、更新することによって、そこに経済が生まれると。だから、その循環だという勉強をさせていただきました。ですけれども、そのようなことは、この冊子の中には書いていないわけです。だから、私がそのような理解をしたとして、それがあっているのか、あっていないのか。そこなのです、問題は。

それから、2つ目の「自律」ということが、ここに示してありますとおっしゃったのですけれども、この「自律」というのは、「一人ひとりの思いが」という部分のことですか。「自律」という言葉が必要なのは、市の行政体といいますか、市の社会全体が自律しなければならないという意味があるのではないかと。ですから、確かに、読んでそうかなという理解が出来ても、一人ひとりが全部違った理解をしてしまうのではないかと。その辺りが問題かなということで、質問させていただいたのです。

【増田会長】

多分、「地域資源の循環」に関しましては、これは大きな字で書いてあるもので目立ちますけれども、10ページに突如として出てきた言葉ではないのです。前の方に、地域資源の循環という話を、かなり基本的な考えの中で説明をしているのです。ここの説明があって初めて、その次のページの10ページがあるという構造になっていると思うのですけれども。突如として、この図だけが「地域資源の循環」という形で出てきているので

はなくて、ということだと思うのです。

【中谷委員】

今、資源の話が出ていますけれども、物的資源と人的資源というのがあると思うのです。物的資源というのは、昔からの伝統的なものがございまして、人的資源というのは、これから、団塊の世代が戻ってこられると。そういう方も、これから活躍していただくなくてはいけない。これは1つの資源なのです。私は、そのような偏った考えではなく、人的資源というのも大事なのではないかと思います。若手の方でも、はっきりと発言をされていますので、若い方も重要な資源だと私は思います。

【増田会長】

ありがとうございます。多分、この中には、したがって、人とか「活動人口」そのものも、資源循環の中に絵としては入っているわけですよね。ただ単なる物質的な資源だけではなくて入っていると。物理的な資源と人的な資源がうまく循環するよというところが、10ページの概念図だと思うのですけれども、今、ご指摘いただいたようにですね。他はいかがでしょうか。

【木之下委員】

私もこれを読ませていただいて、「すごくよくわかる図だな」と、私は逆に思いましたし、それから、「地域資源の循環」というところで、河内長野市自身が、人の「活動人口」とか、または、都市基盤も大体出来ていると。だから、これから財政もあれなので、今あるものをうまく循環させて使おうというのが、色々と会議の中でも話題になったのですけれども。それとか、また、自然とか歴史とか文化とか、そういうような、今まであったものとか、または、あるものをうまく循環させながらやっていこうということで、それがこの図になって、私達の地域が持っている資源を循環させようということなので、それは、前のところで説明がずっときていてこの絵があるので、私は、この絵があることによって、より具体的にわかったということなのです。

【増田会長】

わかりました。他はいかがでしょうか。

【寶楽委員】

単純に、僕は若いのですけれども、その目線から言いますと、絵がある方がイメージしやすいので、むしろ、これぐらい図が大きくあった方が、色々な創造が出来ると思います。法律の解釈でもないと思うので、そのような小難しい限定までは必要ないと思いますので、次の話に行った方が建設的な内容になると思うのですけれども。

【増田会長】

わかりました。今、大田委員の方から、「地域資源の循環」、あるいは、「元気創造都市」、「自律協働都市」という言葉が、少しわかりにくいのではないのでしょうかという指摘もありました。あと、他の委員からは、このままで一度、市民にぶつけてみるのも、かえってわかるのではないかというご意見もございました。この点に関しましてはいかがでしょうか。今は素案でございますので、ここで変更するというようりも、むしろ、パブリックコメントにかけさせていただいて、かなり大きな指摘がたくさんあれば、もう1度、ここで揉む機会がございますので、今の3つの視点に関しましては、一応、この素案の方向で皆さんにお謀りしたいという方向性でよろしいでしょうか。はい、すいません。ありがとうございます。今のは一応、これで決着を着けて、次の意見へ移っていきたいと思います。

【木ノ本委員】

私達は、元気部会でやらせていただきましたので、どこかの部会でそのような意見が出ているかなと思って、少し見させていただいたのですけれども、こういう点はやはり、是非とも、この中に含めるべきでないかなということが、私で考えているものがあります。それは、例えば、人口減少の問題、それから、超高齢化の問題、犯罪の多発、安全の揺らぎ、それらの一番の根本原因になっております、まず、歯止め策、そして、予防策、そして、改善と。やはり、10カ年の計画でありますので、とことんまで行ってしまったらダメでありますし、他市に比べますと、我が市は比較的いいとは思いますが、それでも、そこで、1つ、私が見ますのは、その全ての根幹は、やはり、家庭基盤の崩壊、それから、コミュニティの崩壊。だから、家庭基盤を強化するという点を、どこかで、直接、間接で、色々な方策はあります。また、私が言っているのは、安易に助けるという意味ではありません。これは、色々な諸外国の例にもありますけれども、その家庭基盤の崩壊はかなりの勢いで進んでいると私は見えています。それで、これから、介護の問題1つを取りましても、施設介護でいきますととんでもないことになります。まだ、団塊の世代が現役でおられる間に次の手を打つべきであると、私は認識しておりますので。特に、福祉の民生費は、17年度の予算を見ましても、400億円のうちの100億円を民生費に費やしています。この福祉、民生費につきましては、もう1つ、家族の強化の裏づけとして、やはり、モラルの低下、道徳心の低下。福祉の充実はいいのですけれども、福祉の充実の裏づけには必ず、道徳心がないと。道徳なくして福祉なしと、私はこのように考えています。ですから、この辺をやはり、10カ年の計画の中で歯止めをして、そして、予防策を打って改善していくという、どこかにうたっていく必要が絶対にあると、私は信じていますので、どうか、その辺について、皆様方のご意見をいただければありがたいと。他の部会でどこかでおっしゃっていただいて、織り込んでいただいている

かなとは思ったのですけれども。それが、全ての人口問題、あるいは、地域の安全問題、そして、高齢化の問題、少子化の問題、全てはそこに集約出来るのではないかと考えていますので、よろしくお願いします。

【増田会長】

元気部会でも結構ですし、他の部会でも結構ですけれども、例えば、13 ページのところで、「地域において一人ひとりが安心して生き生きと生活していくために、支えあい、助け合う中での」という形で書いているのですけれども、これは、家庭であるとか、地域であるとかの特定はしていないのです。今、強くご指摘をいただいたのは、家庭というものが、社会の源単位の中ですから、その辺りの文言が入ってもいいのではないかとというようなご指摘がありますけれども、その辺はいかがでしょうか。何か、各部会では。

【森尾委員】

ちょっと外れるのかもしれませんが、13 ページに、パブリックコメントの席上において、今、行政では地域福祉の計画を策定中で、社会福祉協議会では地域福祉活動計画の策定中であります。この両方は、まもなく完成すると思いますので、きめ細かな地域福祉の充実はどのようなことであるかということ、事細かにこのコメントの席上で説明していただきたいと思います。そのことを提案したいと思います。

【増田会長】

ちょっと、最後の部分がわからなかったのですけれども。13 ページの「共生共感都市」の2つ目の説明に、「心が通い合う地域福祉の充実をめざします」と。

【森尾委員】

はい、そのことに関して、行政では地域福祉計画をつくっておられます。社会福祉協議会では、地域福祉活動計画を策定しています。その両方とも、まもなく完成いたしますので、それを市民に公表していただきたいと思っております。

【増田会長】

なるほど、わかりました。これは、総合計画とは別途の福祉計画が出ている場合は、それを公表する予定があるかどうかを。

【森尾委員】

そういうように皆さんのことをきめ細やかに考えているということをお願いしたいというのが1つの提案です。

それから、もう1つよろしいですか。全然違う話なのですけれども、7 ページの「高度

情報化社会の進展」というところなのですけれども、情報公開についての利便性、多様性などを書いておられますけれども、これは個人情報とは全く無関係と解釈してよろしいのでしょうか。もしも、個人情報もコンピューターで検索することが出来て、誰にも情報が共有されることになるのであれば、個人情報に限り、法規定が必要であると考えますが、それはどのようなことになっているのでしょうか。

【増田会長】

はい、わかりました。2点目は話題が少し飛びましたので置いておいて、まず、1点目の話で、地域福祉計画がもうじき立案されるということですが、それはそれで別途、パブリックコメントなり、市民へ公表される予定というのは、市の方ではいかがでしょうか。

【小川企画グループ主査】

森尾委員からご指摘がありました地域福祉計画、あるいは、社会福祉協議会で策定しております地域福祉活動計画の2点につきまして、まず、地域福祉計画は市の方で策定しております計画です。我々が伺っておりますのは、16年度から17年度中の策定と伺っております。その中で、市民に素案を公表して、総合計画で言うパブリックコメントをかけるかどうかという点につきましては、現時点では、正確な情報は把握していないのですけれども、恐らく、この間、国なり、大阪府、あるいは、他市町村では、このような計画をつくる際には、事前に素案段階での公表という手順がとられていることが多いかと思えます。本市におきましても、今年度に、男女共同参画条例、あるいは、次世代育成対策行動計画といったもの、そしてまた、今回、この総合計画で意見募集を行いましたので、そういった流れからしますと、恐らく、意見募集、素案の公表が行われるのではないかと思います。また、社会福祉協議会の地域福祉活動計画につきましては、社会福祉協議会さんの方でご議論等があるかと思えます。

これらの点につきまして、農野先生の方でご存知でしたら、ご紹介をお願いしたいのですが。

【増田会長】

農野先生、すいませんが、よろしくお願いします。

【農野委員】

ただ今、こちらの河内長野市さんの地域福祉計画の策定に関わらせていただいております農野ですが、地域福祉計画の方が、若干手間取っております、恐らく総合計画の方が先にパブリックコメントをいただいて、世に出るという形です。今の段階では、もうしばらく、地域福祉計画は時間がかかりそうですので、どちらかという、後からパ

ブリックコメントをいただくという形になると思います。

今、森尾先生からおっしゃっていただいた地域福祉計画が立てられていて、そして、それが、「こういう内容である」というのを、この計画の中で書くということは、時間的には難しい状況であると。ただ、森尾先生もご存知のように、地域福祉計画の中で議論されている話の内容は、ほぼ、ここには込められていると、私は理解しています。コミュニティの活性化、そして、一人ひとりの人権を大事にするという視点。ですから、とりわけ、書くよりも、むしろ、地域福祉計画は地域福祉計画で、市のホームページにきちんと立ち上げた方が、注目していただけるかなという気がします。他の計画につきましても、社会福祉協議会が立てておられますアクションプランの方も、確か、先週ぐらいに出来上がっていますね。それらを参考にしながら、地域福祉計画も見ていこうということですので、もうしばらく、時間がかかるかと思います。

【増田会長】

別途の計画という、関連した計画ですけれども、是非、PRなり、せっかくつくった計画は、市民の方々に効果的にお披露目をしてくださいというご提案であったということでもよろしいでしょうか。

もう1つ、情報の話については、7ページの、「市民との情報の共有を積極的に進めていきます」という言葉が、個人情報というところと誤解を招かないかということですが、その辺はいかがでしょうか。座長、副座長の先生方で、その辺はどうでしょうか。この文章で誤解を招かないかとか、個人情報を除くということを書いておくべきかという。

【福井副会長】

情報の公開とか個人情報の保護というのは、私が、あまり深くではありませんが、多少とも専門としている分野でございます。一般的には、国の情報公開に関する法律というものが出来まして、その十数年前から、各地方自治体においては、条例とか要綱等で、情報公開を進めてきたわけでございます。一方で、個人情報の保護という問題がありまして、これは、「国民総背番号制」と言われた、ITの進展によって、そのようなことが確認されてきたので、個人情報は行政が独占するののかという問題もありまして、非常に、誤解といいますか、誤解させている方が誤解しているのではないかと僕は思っているのですけれども、一般に、「情報公開」という場合の「情報」とは、公のもの、地方であろうと中央であろうと問わず、政府が持っている情報、公の情報が、いわゆる情報公開の対象でございます。これが前提なのです。よく、酒場で一杯飲んでいて、色々な人に、「君のことをもっと情報公開せいよ」と、冗談で言うこともありますけれども、それは、いわゆる情報公開の概念には最初から入っていないものでございます。

しかし、一般的に、「情報」といった場合は、公のものとは限らないわけでありまして、

「君の付き合っている異性の名前を言え」というようなことも情報であるというふうに、一般的には使われているのです。

ですから、ここをこのまま読めば、それらが混在するのではないかと思いますけれども、しかし、だからといって、情報公開に関する法律において、情報とは何であるかなどと書く必要もないわけであって、現に情報公開をする場合でも、法律においても条例においても、個人的な情報は情報公開の対象ではない。むしろ、公開してはならないという、「公開しないことが出来る」というのと、「公開してはならない」という法令秘と言いますか、法律上秘密にすべきことが義務付けられている情報というものがございませう。その間のボーダーラインのところ、それは実施主体が判断するというものもございませうけれども、これは、「公開しないことが出来る」というものです。もう一方で、「してはならない」というものもございませうので、この程度で誤解はないのではないかなど。いかなる意味においても、プライバシーと言いますか、個人情報とは公開してはならないということとございませう。それでは、個人情報は、その情報の主体である本人にとって、その本人がその開示を求めることが出来るかどうかということが、これから個人情報という問題が細かく分かれていく時に問題になるわけとございませう。昔よくあったのですが、中学校から高校に行く時に、中学校から送られる内申書について、一般の人が情報公開を求めるということはもちろんいけないのですが、内申書に書かれている当事者が、自分のことだから、自分のことがどのように書いてあるのかを見ることが出来るだろうという要求をして、裁判になったこともございませうけれども、それは、「情報公開」と言うのと混乱してしまいますので、厳密に区別する場合は、これは、「個人情報の本人開示」で、その情報の主体者に限って、その本人に開示すると。これを、「本人への情報公開」と言いますと、混乱します。日本語としてはよく似た言葉なのですが、「公開」も「開示」も似たような言葉なのですが、個人情報に限っては、「本人開示」と呼ぶことによって、区別しているのです。その開示された本人がばら撒くかどうかというのは、本人次第であって、この程度でいいのではないかと思います。

【増田会長】

よろしいでしょうか。もともと、「早くから情報公開」と書いてある「情報公開」というのは、行政が持っている公の情報と一般的には定義出来るということで、多分誤解はないだろうということで、よろしいでしょうか。何でもかんでも情報公開するという話ではなくて、情報公開というのは、もともと、公の情報をいかに公開していくかという意味だということです。

【森尾委員】

実は、これを読んだ時に、第3次総合計画の中に、既に情報公開について書いてありまして、個人情報に対しては保護的な措置を取るべきであるというような文章が載って

いたものですから、今回は、公のことにに関してだけ、指摘して書いているのかどうかということをお聞きしたかったのです。

それと、この前、つい 1 週間ばかり前ですけれども、私どもの上部団体である全国社会福祉協議会から、個人情報に要求された場合、開示するか、しないかは、会長の判断によって決めるという文書が回ってきまして、それを読みまして、「じゃあ、個人情報というもの是非常に大変なことだから、この文章の中に、「個人情報に限ってはこうするべきである」という文章が必要ではないかなと私は考えたのです。

【増田会長】

わかりました。市の方は何か、今のことについて、ご回答はありますか。

【事務局（大給）】

個人情報の保護につきましては、国に先駆けて、本市では、個人情報保護条例を平成 9 年に制定しております。今申し上げました、個人の情報の取り扱い、それと、また、本人へ開示すべき情報というような、こういったことを細かく規定しております。セキュリティポリシー、安全対策をどのように講じていくかということも確立しております、今のここの表現では、取り組んでいる内容を書くのか、そういったことで議論していただきたいと思いますが、やるべきことは国に先駆けてやっているというのが現状です。

【増田会長】

森尾委員、よろしいでしょうか。

もう 1 度、ご指摘いただいた論点に戻りまして、個人というよりも、社会のユニットとしての家庭ということ、どこかに文言として入れるべきではないかというご意見ですけれども、その辺は何か、各部会でそのような議論は出たのでしょうか。どちらかという、この論調では、「一人ひとり」という個人、もしくは、地域社会というところに、文章がなっていると思うのですけれども。

【木ノ本委員】

ちょっと付け加えさせていただけますか。私が考えますのは、やはり、予防策に軸足を置くべきではないかと。今、ここに挙げられているほとんどは、現象に対する対応なのです。根本原因というのは、皆も私自身もいやなのです、自分のところの、おまえのところの家庭はどうなっているのかと言われるとね。しかし、そのいやな部分を、根本原因、社会病理の一番根本になるものを、この際、えぐり出しておかないと、いくら現象への対応をしても、根本原因はなくなるのです。だから、特に、行政の大事な 10 年の計画でありますので、その社会病理の原因をここできっちりと押さえておかないと、次の対策はどうしても絵に描いた餅に終わってしまうのではないかと思うのです。

それと、もう 1 つは、現象に対する対応に、いわゆる川下の対応に追われてしまうと思うのです。

特に、今の社会病理の原因は何かと言いますと、専門的に言いますと、富裕化、個人主義、無痛化になり過ぎたということです。あるいは、家族や地域も含めた無縁化、それと何でもかんでも皆、外注に出してしまう外注化。そういう中で、今の社会病理はその辺にあるのではないかと、専門的な方々の意見はそうになっています。だから、まだ、よそのまちよりも河内長野市はましだという思いは、私はあると思いますけれども、この部分を押さえておかないと、表れている現象の対応に全てが追われてしまうのではないかなと思うのです。ですから、1点、2点ぐらいは、社会病理の根幹をきっちり押さえるところで、このようなところで表す必要があるのではないかということ、私は申し上げておきますので、ご理解いただければと思います。

【谷口委員】

少し関連しての意見と質問なのですけれども。その前に、10 ページの循環図についてですが、これを見ながら、私はちょっとほかのことを考えていたのです。世代の交代という課題もあるかもしれませんが、河内長野全体が、2世帯居住都市といえますか、そのような発想で、私達の子どもの世代が、「河内長野はいいところやな」と魅力を感じて是非住んでほしいなど。そのような形で見れば、世代の循環ということで、それぞれの地域資源の活性と活力創出といえますか、そのような形の循環図として捉えれば、わかりやすいと思うのです。

個人的に見れば、「ぐるっとまちじゅう博物館」という捉え方も出来るでしょうし、文化財では、生き物とかが好きな人は、「ぐるっとまちじゅうピオトープ」というように、そういう形で生き物を大切にしていこうということになりますし、商工業関係の人でしたら、「ぐるっとまちじゅう特産品」というような、そのような形で、それぞれの地域で自慢出来る一品をつくっていくとか、そのような形で見ながら、面白い表現だなと思って見ていたのですけれども、その家庭の問題につきまして、病理現象的なものは、原因は学校教育なのか、家庭の子どものしつけなのか、これは私の場合では、いつの間にか大きくなったという感じで、その辺は少し自信がないのですけれども、もう少し、改善の余地に導くような、原因を教えていただけないかと思ったのですけれども。その辺が、学校教育が絡んでいるとかというような形で、少し教えていただけますでしょうか。

【木ノ本委員】

もちろん、その通りであると思います。そのようなことを押さえますと、福祉のあるべき方向、それと、教育のあるべき姿というのが、そこに表れてくると思います。したがって、そこを押さえないと、非行や学級崩壊が起こっているからそれに対応しようとか、学校に色々な凶器を持った者が入ってくるから、それに対応する警備を増やしたら

いいというのは、起こっている現象に対しての対応です。ですから、なぜそのようなことが起こっているかというのは、今、考えておかないと、次の10年先からそれをスタートしたのでは、もう、すでに手遅れとなってしまうのです。ですから、本当のことを言えば、10年、20年前からその手を打ってれば、今のような形を少しでも防げたのではないかなと、私は思うのです。これは、国が考えるべきことというのではなく、我々ももっと身近なところから、自分自身の問題として、全ての大人が考えていかなければいけないことではないかと思うのです。

これは、議会とか一般のニーズをいくら調査しても、そのような意見は出てきません。皆いやなことですから。いやなことをここであえて出しておかないと、結果的には対応だけに追われてしまいますよと、その流れに押されてしまいますよと。ですから、アンケートをとって、必ずしもそのニーズがあっているとは限らないのです。それであれば、財政はすぐに破綻します。私が言っているのは、そのことをきっちりやることが、一番遠回りではありますが、効果的な行政改革だと思うのです。ですから、そのところを押さえておかないと、本当に大変な問題なのです。私は、この国はあと何年もたないと思いますよ。

もう1つ言いますと、自然との共生というのは、私は我慢しなければいけないと思うのです、辛抱、我慢。それが自然との共生だと思うのです。だから、自然との共生というのは、そういうことが裏腹にあるのだということも含めて、この前、私は私どもの部会でも言いましたけれども、そのことを皆さんが理解されるのであれば、別に人口が増えなくてもいいのではないかと、腹八分目でいきましょうと。そのような合意形成が必要であると、私は思うのです。しかし、「あれもこれも全部やってほしい」という、「あれもこれも」から、「あれかこれか」ということをはっきりと書いていただいているわけですから、ですから、そのようなことをお互いに認識していかないと、次のステップには進めないと、私は思っています。いやなこと、これを言いますと、私達議員の票が減るのですけれども、あえてこの場で言っておかないと、誰かが言わないと、この方向に進まないのです。ましてや、この10ヵ年の計画の素案という中で、そのことを見逃してしまったら、私は、その対応が、10年先、20年先となってしまうと思うのです。ですから、明日のために今日りんごの木を植えるということわざがありますけれども、やはり、そのための布石は打っておかないと、とんでもない形になるのではないかと思うのです。

【増田会長】

農野委員、どうぞ。

【農野委員】

先ほどから木ノ本先生がおっしゃっておられる、「道徳なくして福祉なし」という考え方なのですが、私もかなり共感出来る部分があります。もともと、福祉の「福」という

言葉が、三本足のテーブルの上に甕が載っていて、それにフタがしてあるということを表しているのです。その中に何が入っているかという、穀物が入っているのです。つまり、神への捧げ物としての「福」というのがあって、人権もそうなのですけども、天賦の、神から与えられた人権である、つまり、神の前では公正であるという自分がある、そういう気持ちがあるというのが、福祉の一部だと思うのです。

ただ、この議論が、福祉に携わる人間にとって非常に怖いのが、全て、効率、能率で考えられてしまうと、そこから漏れるような人々がたくさん出てくるというのが、福祉の現実だと思うのです。それを踏まえた上で、非常に共感出来るお話であったのですけれども、私が伺いたいのは、家庭基盤、コミュニティが崩壊しているというのは、確かに散々言われてきていることです。そして、現実に色々なところで、子育てのサロンとかに携わっておられるボランティアの方にお伺いしますと、あるいは、地域の様々な役をされている方にお伺いしますと、「今時の親御さんをきっちり育て直さなあかん」というストレートにそのような議論が、市民の中から出てきます。特に、地域の中で、そういうボランティアの活動をされている方ほど、ものすごく問題意識を持っておられるのです。ところが、その親御さんを、誰がどのような形で育てるのか、あるいは、ある家族、「こういう家族のあり方は良くない」、「こうなさい」、「ああしなさい」と、誰がどこまで言えるのかという、非常に難しい問題があります。あるいは、「学校が悪い」と言い切ってしまったら、それで終わりなのです。学校でも、どこが悪いのか、どうすればいいのか、恐らく、現場の先生方は相当苦労してやっておられると思います。私が思いますには、この総合計画の中でも、木ノ本先生がおっしゃられているようなことと、予防策がかなり盛り込まれているのではないかと思うのですけれども。例えば、13ページの「共生共感都市」で、「一人ひとりが安心して生き生きと生活していく」、あるいは、地域やまちを大切に思うような人たちがたくさん出てくると。つまり、このまちを大切に生きていきたいと思う自分があるからこそ、人に迷惑を掛けない、あるいは、「これはちょっと私は取り過ぎたから、もっと他の方と分かち合いたい」という気持ちが出てくるのだと思うのです。あるいは、様々な生き方をしている大人や子ども達がいる中で、一人ひとりが安心して、そして、生き生きと自分の生活を送られたら、家庭の基盤が崩壊するとか、そういうことは食い止められると思うのです。やはり、非常に大変な生活を送ってきた、そういった中で培われてきたものの中から、崩壊していくという場合が、やはりあるのではないかと思うのです。ですから、何が予防策かといいますが、やはり、2つありまして、一人ひとりがとにかく安心して生きていけるということと、このまちを大切にするというような気持ちを持っていただくということが、本当に強い予防策なのだろうなと思っています。今、家族家庭、そして、コミュニティの崩壊といったことが、本当に色々なところで問題になっている中で、書き込む必要があるのかなということも私も思ったのですが、特に家庭基盤が崩壊しているというようなことを書くよりも、もう少し前向きなものがあればいいなと思います。

【増田会長】

ありがとうございました。久委員、どうぞ。

【久委員】

私も農野先生の考え方とほぼ同じなのですが、私自身が地域の方々と一緒にお仕事させていただいて、やはり基本的には、人と人のつながりであろうと思うのです。そのことは、十分にこの中で盛り込まれていると思っています。その一番の基本単位である、家族家庭ということも、人と人のコミュニケーションの中では、非常に重要なポイントですし、それをあえて、「家族家庭」というところを強調すると、今度は逆に誤解を招いてしまう部分というのが出てくるのではないかなという気がしています。

それと、教育者の 1 人として思いますのは、教育者とか教育の分野だけで対応出来るようなことではないと、私は認識しているのです。それは、先ほど、農野先生がおっしゃった、学校に責任を負わずことが出来るのかという話であると思うのですが、世の中全体が、ちょっと変な方向に行き過ぎているというような気がします。特に、拝金主義が非常に横行してしまっているとか、それが社会全体に横行していますから、親が、あるいは、教師が何を言おうとも、その社会の風潮全体がそうなってしまっているわけなのです。これは、従来以上に、一人ひとりが頑張っただけでそのようにならないようにしていかない限りは、教え込んだり、あるいは、強制的にやらせることにより解決出来るのかという、かなり間際の状態まで、我々は追い込まれているのだということを認識すべきだと思います。

そうなった時に、一人ひとりが他人を思い、そして、自分と違う人達とどのようにともに暮らしていくのかということ、一人ひとりがもう 1 度、問い直して、その考え、関係を自分で作りあげられる力をもう一度持つべきであると。それが、全ての人ができるには時間がかかりますけれども、少なくとも、今、そのような考えを持てる人たちが手をつなぎあって、そして、その輪をどんどん広げることによって、社会全体の方向性を変えて行くというような、時間はかかるけれども地道な試みをしていくことによって、10 年、20 年、30 年経ってくると、全体的にはいい方向に向かうのかなと、このようなことで、私自身もがんばっているつもりです。

それが、先ほどの、最初の大田委員のご質問の「自律」というところに関わってくると思うのですが、「自律」というのは、英語で言うと“autonomy”ですよね。別の訳し方をしますと、「自治」です。ですから、「自律」と「自治」というのは、ほとんど同義だと思っていきたいと思いますけれども、まずは一人ひとりが、他者のこと、他人のこと、あるいは、自然のことを考えて、自分の行動を律していく、そして、それが地域社会を形成し、そして、世界につながっていくというような、このような関係の基本を、「自律」というような言葉に込めていると思うのです。ですから、そのような意味では、

かなり十分にこれに書き込まれているのですけれども、これを読んでいただいている方々が、その一番根本の、他人を思うとか、あるいは、そこから信頼関係を構築し、地域社会をもう1度立て直そうかという意味合いをどれだけ思われているのかどうか、これは書きぶりではなくて、受け取る側の心が変わらない限り、多分、どのようにきっちり説明したとしても、難しい部分ではないかと思っていますけれども。これは、ですから、書きぶりを変えるよりも、ここに集まった、あるいは、私達につながっている人たちを、私達の一人ひとりがどのようにこの輪の中に引き込んでいけるかというようなことでしか、先に進めないと思いますので、書きぶりとしては、私は、これで十分に書いているのではないかなと思っています。

【増田会長】

ありがとうございます。もう1人手が挙がっていました。大田委員、どうぞ。

【大田委員】

今、先生のお話があったわけですが、実際にこの素案というのは、パブリックコメントをするための資料ということになるわけですね。その意味で言えば、今の問題は、社会病理の原因というものを市民に投げかけて、そして、「皆さんどういった意見がありますか」という形にしないと、やはり、これは各々の方々の出てくる言葉が違ってくると思うのです。「そのような問題は河内長野にはないじゃないか」というように認識されてしまうのかもしれないのです。ですから、やはり、私はどちらかと言えば、市会議員の先生の方の意見がいいのではないかと思うのですけれども。

【木ノ本委員】

先ほど、先生がおっしゃっていたのですが、私はその通りだと思うのです。私もそのように理解しています。何も、福祉と教育に全てを押し付けようという意図で申し上げたわけではありません。今の大人全員の責任ですよ。ですから、例えば、我々大人も、そして、行政も含めてその認識を持って、全体で、あるいは、また、役所であれば全庁的にその問題に取り組んでいかないと、それで一歩でも改善出来れば、我々もまた、市民の皆様も含めて、地域の中で、コミュニティ活動の中で、あるいは、ボランティア活動の中で、色々な活動をしていただいている中で、そういう意識を持った形の中で、一緒にそのような仲間を広げていきたいと思いますという趣旨でございますので、その辺の誤解がないようによろしくお願ひしたいと思います。

【増田会長】

ありがとうございます。いかがでしょう。少し意見が分かれていると言ってもいいかもしれませんが。例えば、13ページのところに、「一人ひとりが安心して生き生きと生活

していくため」という話であるとか、あるいは、「地域ぐるみでの子育てを行い」であるとかいうところに十分、多分、お互いの意見の目的、目標は一緒だと思うのです。そこに至る手段の書き方というのを、ここでは、前向きに一人ひとりが自分を律し、一人ひとりが地域参画をしていくことによって、家庭も改善され、次世代も育っていくという論調と、そうではなくて、今、崩壊の危機にあるという危機感をあおって次の段階を書くという、方法論の違いだと思うのです。目標は一緒だと思うのです、皆さんの議論を聞いていると。いかがでしょうか。危機感をあおって書くというよりも、むしろ、ここに十分、その辺のことが、今までの5回の部会の中で議論されていると解釈させていただいてよろしいでしょうか。今日、出ている話に関しましては、全てテープを録らせていただいていますよね。今日の話は非常に大事ですので、全部議事録を起こしまして、さらに、ここで気付かない議論も、パブリックコメントで出てくるかと思えます。もう1度、パブリックコメントも見ながら、今日の意見が全部これで解決したという話ではなくて、パブリックコメントも合わせてもう1度、議論をするということで、今日いただいた意見は、事務局の方できっちりと全文を整理いただけますでしょうか。そのような形で、パブリックコメントは当然、全文で出てきますので、それも踏まえて、もう1度、議論させていただくという形でよろしいでしょうか。1度、皆さんにお聞きしてみるという形で、今日の意見を無視するという形ではなくて。

【福井副会長】

私が所属している元気部会で出た意見は、私としては、十分と言いませんけれども、最低限の反映はされていると。しかし、今出ている意見を聞いて、前から感じていることなのですけれども、この素案には、「教育」という言葉が、多分、ほとんど出てこないのです。しかし、実質的な意見というのは、「人づくり」ということで含まれていると、私は考えておりまして、したがって、従来も、「反映されていない」ということは申し上げていないわけでございます。私の部会では、一言で言えば、「公立小学校が悪い」という意見が、はっきりと強く出ています。「公立小学校が悪い」とは書けないとはしても、「人づくり」の過程で、「学校教育」という言葉が1箇所ぐらいはあってもいいかなと感じております。

【増田会長】

わかりました。

【前中委員】

私の調和と共生のまちづくり部会でも、かなり、教育のことについて、特に、人を育てるということは、先ほどからもありましたが、人を「資源」と表現していいのかどうかはわかりませんが、非常に大事なものであるという意見があって、将来の地域での教

育は人づくりも含めてという議論をいたしました。そのようなことはここに中身としては入っているかと思いますが、先ほどからの議論を聞いておりました、やはり少し、家庭とか教育ということについて、少し具体的に表現をするということも考えていいのではないかと思ったりしています。これは、パブリックコメントを含めて、改めて議論をする時に、その点も含めて、議論をしていただくというようなことではいかがでしょうかと、5回の意見をまとめるとそのようなことになるかと思えます。

【増田会長】

ありがとうございます。田中委員、どうぞ。

【田中（晃）委員】

先ほど、教育のお話が出てきましたけれども、これに関して私がすごく思っているのは、私は現在、3歳の子どもがいていまして、子育て真っ最中なのですけれども、「教育」という言葉から想像するのにあたり、大人から子どもに対する教育とか、学校から子どもに対する教育とか、どちらかという、そういうイメージが強いのですけれども、私の場合は、子どもから子育てに関して教わっているという意識を最近持つようになってきました。ですから、「教育」とか「啓発」という言葉の中には、何か、大きな上の者から下の者に教えるかのようなイメージがどうしても付きまわってしまっていて、でも、そうではなくて、それぞれが、一人ひとりというか、子どもも1人の人間なので、そこからも教わるという意識みたいなものを、最近、すごく、身をもって感じているのです。ですから、むしろ、「教育」とか「啓発」という言葉を使わないで、一人ひとりという問題から、「人づくり」という言葉が非常に好きなのですけれども、そのようなことを少し感じています。

【増田会長】

ありがとうございます。多分、全般的に、今まで使っていた言葉の制度疲労というのでしょうか、「都市計画」という言葉や「都市整備」という言葉がなくなってきて、むしろ、「まちづくり」みたいな話になってきたり、「教育」という言葉よりも、むしろ、「人づくり」という言葉になってきたりという、やはり、かなり包括的、総合的に対応していかないと、今までの制度論の中で展開していくことの限界性みたいなものを、ちょうど今、21世紀になって、我々が全部ぶつかっているのですね。

したがって、過去の制度疲労を起こしているものに対して、同じ言葉を使うとその制度に縛られてしまうので、むしろ、制度疲労を起こしていない、「人づくり」であるとか「まちづくり」であるというような形で表現をしていくというようなところの挑戦をこの総合計画でもしていますし、世間でも大分そのような方向に来ているという、ちょうどそのような転換期なのかなと、少し思います。

ただし、パブリックコメントをかけて、従来型の制度の中での議論が抜けているというような議論が出てきた場合には、もう1度、議論をして、構想で受けるのか、あるいは、基本計画で受けるのかと。例えば、構想の中では、人権の尊重とか社会福祉の充実だとか、時代を担う人づくりという形で受け入れる形できっちりと書いているわけです。これが少しあやふやではないですかというご指摘であると思うのです。その辺については、もう1度、議論をさせていただくということによろしいでしょうか。

他はいかがでしょうか。島田委員、どうぞ。3時半を目途にというご説明をさせていただきましたけれども、もう少し意見がございまして、4時10分前ぐらいまで、あと20分ほど伸ばしたいと思います。よろしくをお願いします。

【島田委員】

私からは、まちづくりの理念の部分で、少し意見を述べさせてもらいたいと思います。前の第3次総合計画では、冊子を見ますと、まちづくりの基本理念というところに2本の柱がございました。1つが、環境とふれあい共生する都市づくり、2つ目が、自立性の高いまちづくりと、これが2本の柱でした。今回の素案を見させていただきますと、3本ある。「調和と共生のまちづくり」、「元気なまちづくり」、「協働のまちづくり」と。「調和と共生のまちづくり」については、継続という形であると思うのですけれども、「元気」と「協働」という部分は、少し新しい視点だと思うのです。私は、「元気なまちづくり部会」に所属していましたので、そこで意見を発表させていただいているのですけれども、今回の10年間の計画の中では、協働のまちづくりがとても大事だと思うのです。この素案を見てみますと、14ページの「自律協働都市」という部分で4つの説明文があります。その2段目なのですが、「行政は、市民との協働、市民同士の協働を促進するコーディネーターと位置づけ、市民と行政が対等な立場での協働のまちづくりのためのルールや仕組みを整えます」と書いていただいているのですけれども、協働のまちづくりを進める上での当事者は3者であると。行政であり、市民であり、事業者であると。ただ、この素案の中には、行政の役割しか書かれていないのではないかなと思うのです。やはり、ここをもう少し突っ込む必要があると。それでは、市民の役割は何なのか、事業者の役割は何なのか、その上で協働を進めていくのだという視点がとても大切であり、計画にそこまで盛り込むべきであると思うのです。例えば、市民は住民自治を目指して、まちづくりの計画段階から参加し、そして、担い手でもありますよという部分も、それと、自覚と責任を持って行動するとか、表現は色々あるのだと思うのですけれども、市民の役割をもう少し強調すると。同時に、事業者も市民と同じように、まちづくりの担い手であるという部分で書いていく必要があるのではないかというのが1点です。

もう1点が、行政の役割という部分なのですが、この文章をそのまま読みますと、「コーディネーターと位置づけ」とあるのです。そうすると、今までは、行政が主体となって行政サービスをやってこられたと、それはそれでいいのですけれども、コーデ

ィネーターといいますと、最後の 18 ページに解説が載っているのですが、「調整する人、まとめ役」ということです。そうすると、行政はまとめ役というのは、それはそれでいいのですけれども、行政としてしか出来ない分野も当然ありますし、市民同士でやっていただかなくてはならない分野もあるかと思うのです。それと、協働してやってもらうということで、私は、大きく分けて 3 つあるかと思しますので、その辺の区別も書いた方がいいのではないかと思うのです。ですから、協働がいいのですが、全部を協働は出来ないと思いますので、この 10 年間の計画の中で、こういう部分については協働をして、その仕組みは行政なり、市民、事業者と一緒に考えて担っていくという理念が一番大事な部分ですので、その辺の表現が必要なのではないかなと、私は思います。

【増田会長】

ありがとうございます。これに関連してはいかがでしょう。

【久委員】

我々の部会の話ですけれども、これは、11 ページから 12 ページにかけての「まちづくりの理念」と、先ほどご指摘のあった、14 ページの「自律協働都市」というのが対をなしていると思うのです。先ほど、島田委員がおっしゃったお話は、12 ページの「協働のまちづくり」内の、「これらに対応するには、市民、事業者と行政が『協働』し、『地域が自ら考え実行する』自律的なまちづくりが求められています」という部分です。この文章の中に、ある程度盛り込まれているのではないかなという判断で、14 ページに再度盛り込んでいくと、わかりやすくはなりますけれども、同じ文章が 2 度来ることになりかねないので、お互いの文章の役割分担を考えながら、修正するのであれば、修正する必要があるのかなと思って聞いておりました。

それと、2 点目の行政の役割というのは、従来から行政が主体的に担っていかなければいけない部分というのは、この構想のほとんどの部分であると思うのです。しかし、従来、行政が一番苦手で、やってくるには不十分であった部分を、14 ページの「自律協働都市」の 2 つ目の説明文で書いているという認識の中で、多分、部会の中では、この文章でいいのしょうという理解であったと、私は認識しております。ですから、その辺りをもう少し強調した方がいいというご意見であれば、そういうこともありだとは思いますが、部会の中の議論というか、部会の皆さんの認識では、そういう認識の中でこの案を受け入れていこうというようになったと、解説ですけれども。

【増田会長】

ありがとうございます。いかがでしょう。私も少し見させていただいて、12 ページの「協働のまちづくり」と 14 ページの「自律協働都市」が、1 対 1 のイコール関係ではないのですね。理念は 3 つで目標は 5 つですので。したがって、「協働のまちづくり」の

理念の中では、例えば、13 ページの「共生共感都市」の中の、一人ひとりが自覚を持って生活していくというような内容にも関連しているのです。ですから、3つの理念があって、そこから5つの目標が、1対1で対応しているという考え方ではなくて、3つの理念が5つの目標全体に関連していっているという構造に、この本はなっているのですね。ですから、「調和と共生のまちづくり」が、「共生共感都市」とイコールかといえば、そうでもないのです。「元気なまちづくり」と「元気創造都市」がイコールかという、そうではないのです。重きはあるのですけれども、全くイコールだというわけではないのです。3つの理念が各々の5つの目標に全部関連して行って、目標が設定されているという構造になっていますので、その辺のことを少し、皆さんの意見を色々いただいて、非常にわかりにくいということになれば、また、少しその辺の再整理をしたらいいのかなとも思うのですけれども。

【大田委員】

今の話ですけれども、「まちづくりの目標」の中でございますけれども、「自律協働都市」という内容をずっと見ますと、どちらかと言えば、行政が目標にしますというような書き方ばかりなのです。ですから、当然、市民なり、事業者なりというものが、この中でどのような目標を持つのかということがあって然るべきではないかと思うのです。ですから、今のようなことが、誤解と言ったらおかしいのですが、出てくるのではないかと思うのです。

【増田会長】

ありがとうございます。わかりました。先ほどから何度も言っていますように、基本的には、今、いただいた意見は、もう1度、意見が出てきた後で議論したいと思いますので。他に、今まで出ていないところで、ご意見はございませんでしょうか。いかがでしょう。

大体、時間も予定よりも少しオーバーしましたけれども、いかがでしょうか。そうしましたら、一応、最後のご提案ということで。

【大田委員】

提案というのではないのですけれども、一応ここまで色々な審議をしてきて、ちょっと確認したいのですけれども、これからの審議会を、どのようなことをどのような形でやっていくのか、それをちょっとお聞きしたいのです。

【増田会長】

わかりました。これは、事務局の方でお答えいただきたいと思いますけれども、パブリックコメントが終わった段階で、5月、6月に審議会を2回持ちます。そして、必要で

あれば、また、部会に分かれていただいて、これでは人数が少し多いですから、密な議論が出来なければ、部会でまた、密な議論をしていただく機会ももう 1 度ぐらいとりたいと考えています。事務局の方で、その辺のスケジュールをちょっと教えていただけますか。

【大田委員】

ちょっとその前に、なぜ、今、そういう質問をしたかと言いますと、先ほどの議論の中で、コミュニティが大事だという話が色々出ていました。ですけれども、そのコミュニティをどのようにしていくのかと。もう少し細かくつぶしていけば、中心市街地をどうするのだというようなことについては、議論が 1 回もなされていないわけですよ。ですから、そのようなところをある程度議論しないと、先ほどのような話がうまくまとまっていけないと思うのです。そのような意味で、部会というようなこともたくさん設けないと、まとまらないのかなという意味で、質問させていただきました。

【増田会長】

総合計画というのは、3つの要素で出来上がるのです。基本構想というのと、基本計画、実施計画です。基本的に我々が委嘱されている内容は、基本構想の部分についての内容ですので、基本的には、そういうスタンスが 1 つですね。あと、基本計画のスケジュールは、基本構想の基本的な考え方を受けて進んでいくというのが基本的な考え方です。あと、スケジュールについてちょっと、市の方からお答えいただけますか。

【中野企画グループ主幹】

そうしましたら、会長から先ほどおっしゃっていただきましたが、次回の第 5 回総合計画審議会でございますけれども、この後、パブリックコメントの実施ということで説明させていただきますが、この期間につきましては、4月18日までとなっております、この意見募集をしました結果を踏まえまして、当初、審議会の予定表としましては、4月中旬ということになっておりましたが、こちらにつきましては、5月中旬を予定しております。それと、先ほど、会長にもおっしゃっていただきました、意見募集の結果を受けまして、第 6 回部会の開催も、現在のところ、事務局として視野に入れております。その後、5月末、もしくは、6月初旬に第 6 回審議会を開催させていただきまして、6月末には答申をとということになっています。それと、申し忘れていましたが、このパブリックコメントが終わった段階で、基本構想の方向等を踏まえて、基本計画、あるいは、重点施策等の体系、あるいは、中身をお示ししていきたいと考えていますのでよろしくお願ひしたいと思います。

【増田会長】

多分、我々が今までやってきて、かなりの部分がまだ残っているのが、15ページの「目標達成のための重点施策と計画推進の仕組み」という辺り、特に「重点施策」ですね。この総合計画を、一番総合的に見えるような形でということで、要するに、総合的な仕組み、あるいは、横断的、重点的な推進を図っていくための具体的、施策的なものの議論について、視点は3つ、今出ていますけれども、具体的な内容は、まだ、議論されていないのです。残っている審議の期間の中で、パブリックコメントから出てきた意見、あるいは、今日いただいた意見の修正に大半を費やすというよりも、むしろ、プラスで、ここの重点施策のところの議論を、第5回、第6回、あるいは部会という形で、私自身は進めたいなと思っているのですけれども。あまり、細かな修正をどうしましょうというところに時間をとるよりも、そのようなことを思っているのですけれども、事務局の方は、それは可能でしょうか、今の形で。

【中野企画グループ主幹】

よろしくお願ひしたいと思ひます。

【増田会長】

大田委員、何かございますか。

【大田委員】

もう1つ、部会の方でも出ていたのですけれども、この総合計画の内容というものを、こういう冊子に書いて出すような形でいただけるような形というのは出てくるのでしょうか。骨子のようなことだけで、いつも議論しているわけです。そうすると、このような報告書のような形の内容が、どう出てくるのかわからないのです。ですから、そのような形がいつ出てくるのかと。少なくとも、今の会長のお話でございましたら、この第2章までのことは、もう細かいチェックはお任せしますので、議論しなくてもいいのではないですかという話になるわけです。

【増田会長】

いえ、そうではないですよ。今日出てきた議論、ならびに、パブリックコメントから出てきた議論については、第1章、第2章に対して、どのように反映させるのですかという議論もしますと。ただし、それだけ終えてしまうと面白くありませんので、第3章の、残されている重点施策のところも審議をしたいということでございます。

【大田委員】

わかりました。ちょっと誤解してました。2章までは、少なくとも今の段階で、言葉の間違ひはあるかもしれませんが、報告書のような形でまとまると思うのです。

ですから、そのようなものを出していただいて、それをチェックしたいと思うのですが、それは出来るのでしょうか。

【増田会長】

基本的に、我々から答申する内容については、印刷物にはならないのですかね。ただし、具体的内容としては、答申をするということです。

【大田委員】

印刷まではいかないのですけれども、そのような報告書の原案というような形で見せていただけないかと。

【増田会長】

それを我々が今、つくっているのです。

【大田委員】

ああ、そうですか。大体、それはいつごろになるのですか。

【増田会長】

最終的には、6月の時点では、原案とした形で皆さんの合意を得て、提出するということです。

【大田委員】

はい、わかりました。

【木ノ本委員】

パブリックコメントの方法なのですけれども、市の広報紙には載せるのでしょうか。

【増田会長】

ちょっとお待ち下さい。その話は、もう1つの議題で後からいたしますので。

基本構想の素案を、一応こういう形でパブリックコメントを、この会議が責任を持って市民に公表すると。総合計画審議会として「意見を下さい」という形で、市民に公表するという形でよろしいでしょうか。そして、今、言いましたように、今日出た意見にプラスして、パブリックコメントから出てきた内容を受けて、第1章、第2章へどのように反映させていくかということと同時に、第3章の重点施策について、もう少し深めて、最終的な答申案づくりに、5月、6月のもう2ヶ月ほど、お付き合いをいただきたいということでもよろしいでしょうか。はい、そうしましたら、ご了承をいただいたという

形で、そのような形で進んでいきたいと思ひます。

あと、残された話で、今、木ノ本委員から出ましたように、そうしたらパブリックコメントをどのような方法でやるのかという話については、少し事務局からご報告いただいてから、ご質問をもう1度、受けたいと思ひます。そうしましたら、「その他」というところに入りますけれども、パブリックコメントのやり方等について、ご説明をお願いしたいと思ひます。

【中野企画グループ主幹】

事務局の中野でございます。私の方からは、本日、机の上で配布させていただいております「資料2 明日のまちづくりにあなたの声を」ということで、説明させていただきます。

先ほどから、パブリックコメントということでお話がありますが、この「パブリックコメント」といいますのは、重要な施策等の策定過程で、施策等の案を公表しまして、広く意見を求めて、その提出された意見を考慮して最終決定を行うということと、合わせて、そういった提起された意見につきまして、その意見についての考え方も合わせて公表するといった内容でございます。

それで、本日、お手元に「明日のまちづくりにあなたの声を」ということで、チラシを配布させていただいております。こちらにつきましては、3月1日の広報で、3月19日からの予定ということで、ご案内しておりまして、チラシの中身としましては、募集の内容、募集期間としまして、平成17年3月19日から4月18日までの期間、郵送の場合は4月18日の消印有効ということで、この素案の公表方法につきまして、河内長野市のホームページでご覧いただくと、あるいは、情報センターであるとか、市の公共施設等、こちらに記載している通りでございます。審議経過などの関連資料につきましては、市のホームページで公開もしておりますし、あるいは、市役所3階の市の企画グループで閲覧していただくということで、ご用意しております。

めくっていただきまして、提出方法ですが、こちらにつきましては、お手元に、意見の提出用紙ということで、これは紙でございますけれども、これを郵送、ファックス、あるいは、電子メール、こちらの方は、市のホームページで電子メールで報告いただく様式をつくりましてメールでということでご用意しております。それと、意見、ご提言の取り扱いについてなのですけれども、こちらにつきましては、提出された意見につきまして、意見を考慮して、先ほど、会長の方からもお話がありました通り、審議会としての意見募集ということですので、事務局の方で一定、提起された意見につきまして提示して、その上で、次回の審議会でお諮りしていくという形になりますが、こういった点で、意見、提言につきまして、また次回、審議会の考え等を審議していただきまして、その上で、また、ホームページ等によって、一定期間公表するということとなります。

また、提出されたご意見につきましては、同種の意見等はまとめるなどいたします。

また、ご意見・ご提言の留意事項としましては、氏名、住所等、問い合わせに必要な連絡先の記載をしていただきますが、先ほど、個人情報についてのお話ございましたけれども、個人情報についての公表はしないということにしております。

最後に、問い合わせ先としましては、総合計画審議会事務局ということで、総合計画審議会としての意見募集の事務局ということで、私どもの企画グループを連絡先として書いてございます。あと、先般、事前に資料として送付しました折には、この審議会の構成、あるいは、審議会の開催経過が入っておりませんでしたので、今回、審議の経過を踏まえまして、あるいは、裏面なのですけれども、基本構想（素案）の概要ということで、素案の概要を説明したのも合わせてチラシとしてご用意して、公共施設等に配布して、意見募集を実施したいと考えております。以上です。

【増田会長】

ありがとうございます。木ノ本委員、いかがでしょう。

【木ノ本委員】

結構です。

【増田会長】

よろしいでしょうか。そのような形で、パブリックコメントをかけるということです。この素案はホームページに掲載するという話と、それと同時に、ここにありますように、情報センター以下、このようなところでも、これを閲覧出来るような形でこの素案を置くという状況です。意見は、郵送、ファックス、もしくは電子メールの3つの方法で、市民さんから意見をもらうというような状況です。そして、これを1ヶ月間やるということでございます。この意見の募集に仕方に関しまして、何かご意見なり、ご質問なり、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。たくさん意見が出てくることを願っております。やはり、たくさん意見が出てくる方が、我々は少し大変ですけれども、色々な議論も出来ますし、関心を持っていただいているということでございますので、例えば、口コミでも結構ですから、「是非読んで、意見があったら出して下さいよ」と、審議会のメンバーも皆、言っていただければ、「一人ひとりの自覚が大事だとか、自分達が変わっていかないといけないことが大事だと、我々自身、ここに参画している者が共有しないと」という意見が先ほどもありましたけれども、そのようなことからでも1歩1歩改善していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。はい、どうぞ。

【中野企画グループ主幹】

事務局から申し遅れましたけれども、このパブリックコメントの意見募集の実施につきまして、市の関係の団体、関係部局の方から、このような意見募集を行っているとい

う案内も併せてさせていただこうと、広く意見を募りたいということで、各種団体にも、意見募集をしていますというご案内をお知らせする予定にしています。

【増田会長】

わかりました。ありがとうございます。そうしましたら、大体よろしいでしょうか。少し、また2ヶ月ほど開きます。3月、4月と開いて、パブリックコメントが出てくると、今日の意見の整理を終えて、5回目の審議会を5月に開催したいと思います。ちょっと2ヶ月ほどあるのと、年度が分かれますので、今日、日程を決めることはできないのですね、第5回、第6回審議会については。また後日、日程調整をした中で、ご案内を差し上げたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

【田中委員】

年齢は。

【増田会長】

年齢を書かなくてもいいのですかということですか。事務局の方はいかがですか。

【田中委員】

若い方の意見か、そうでないか、何歳か書かないとわからないのではないですか。

【増田会長】

いかがですか。個人として書き込むべき内容というのは、なくてもいいのですか。

【大田委員】

アンケートとは違うのですから、いいのではないのでしょうか。

【増田会長】

事務局の方ではいかがですか。

【小川企画グループ主査】

確かに、ご指摘の通り、男女、あるいは、年齢等、アンケート的な形で調査するのであれば、必要な項目にはなってくるのですけれども、先ほどの個人情報の議論がございまして、本市の個人情報条例の趣旨から言いますと、必要以上の個人情報をあまり収集するべきではないという観点から、住所、名前と連絡先程度に留めているということでございます。

【田中（喜）委員】

あった方がいいと思うのですけれども。嫌な方は年齢を書かなければいいのですし、できれば書いていただければ、これぐらいの方はこういう思いですよということがわかるのかなという気がするのですけれども。

【増田会長】

はい、いかがですか。元々入れておいて、書きたい人は書いたらいいし、書きたくない人は書かなければいいという状態に改善されたらどうですかということなのですから、いかがでしょうか。

【小川企画グループ主査】

ご意見の趣旨を踏まえまして、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【増田会長】

ありがとうございます。他はいかがでしょう。よろしいでしょうか。そうしましたら、今日いただいた意見を、後で整理をして、また、パブリックコメントと合わせて、次回の審議会を開きたいと思いますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。そうしましたら、これで今日の審議会を終えてよろしいでしょうか。そうしましたら、どうもありがとうございました。